

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
252042	滋賀県	近江八幡市	都市Ⅱ-1

(1)民間委託			
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 類似団体委託率 全国委託率
本庁舎の清掃			100.0% / 99.2%
本庁舎の夜間警備			99.4% / 97.8%
案内・受付			88.4% / 86.2%
電話交換			92.3% / 89.8%
公用車運転			86.0% / 86.2%
し尿収集			99.4% / 97.9%
一般ごみ収集			97.8% / 96.3%
学校給食(調理)			73.8% / 61.9%
学校給食(運搬)			96.7% / 88.7%
学校用務員事務	○	現段階では、民間委託の導入は未定だが、正規の技能労働者職員から殆ど臨時任用職員へ移行しています。	35.2% / 32.6%
水道メーター検針			99.4% / 98.7%
道路維持補修・清掃等			98.0% / 95.4%
ホームヘルパー派遣			100.0% / 98.9%
在宅配食サービス			100.0% / 99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			99.0% / 98.9%
ホームページ作成・運営			93.2% / 94.5%
調査・集計			94.3% / 95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(3)窓口業務			
総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置済み	予定時期	委託状況
			委託予定無し
【参考】		【参考】	
設置率(類似団体)	13.6%	委託率(類似団体)	23.2%
設置率(全国)	10.6%	委託率(全国)	14.7%

(4)総務事務センター			
設置状況	委託状況	対象部局	
設置予定無し		首長部局	企業局
		教育委員会	その他
		給与	旅費
		福利厚生	財務会計
		【参考】	
		類似団体	
		設置率	委託率
		17.7%	4.0%
		全国	
		設置率	委託率
		8.8%	2.0%

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

総務事務については、従来各部局の総務担当課が担っており集約化の取り組みとしてはなかったが、次期行政改革(平成27年度から平成31年度)において、本市策定の「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針」に基づき、民間委託等の可能性を検討します。

(2)指定管理者制度等					
	公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	【参考】 類似団体導入率 全国導入率
体育館	5	2	40.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	41.3% / 36.5%
競技場 (野球場、テニスコート等)	4	2	50.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	48.7% / 45.5%
プール	1	1	100.0%		47.6% / 46.3%
海水浴場	0	0			14.1% / 12.3%
宿泊施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			85.8% / 86.3%
保養施設 (公衆浴場、湯・山の家等)	1	1	100.0%		81.8% / 73.6%
キャンプ場等	0	0			70.0% / 58.3%
産業情報提供施設	0	0			72.4% / 74.7%
展示場施設、見本市施設	0	0			51.6% / 61.2%
開放型研究施設等	0	0			40.0% / 52.7%
大規模公園	1	0	0.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	55.0% / 49.8%
公営住宅	38	0	0.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	6.8% / 16.2%
駐車場	2	1	50.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	44.3% / 38.9%
大規模霊園、斎場等	1	0	0.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	43.5% / 20.7%
図書館	2	0	0.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	12.2% / 14.7%
博物館 (博物館、科学館、歴史館、動物園等)	5	5	100.0%		28.8% / 27.0%
公民館、市民会館	11	0	0.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	22.0% / 21.2%
文化会館	1	0	0.0%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	50.3% / 48.5%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			53.4% / 46.4%
特別養護老人ホーム	0	0			73.3% / 68.5%
介護支援センター	0	0			72.2% / 48.8%
福祉・保健センター	0	0			56.6% / 52.9%
児童クラブ、学童館等	13	10	76.9%	指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、「公の施設の管理運用に関する方針」(平成23年3月策定)に基づき、指定管理者制度へ移行します。	20.6% / 22.5%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(5)クラウド化			
実施済み		類型	実施時期
		自治体クラウド	
		単独クラウド	
実施予定		類型	実施予定時期
		自治体クラウド	
		単独クラウド	
検討中	○	検討状況	
		自庁方式とクラウド方式の費用比較を行い、導入の可否について検討準備中。	
未実施		実施しない理由	

【参考】
実施率(類似団体)
自治体クラウド 単独クラウド
8.6% 21.2%
実施率(全国)
自治体クラウド 単独クラウド
17.0% 25.2%

(6)公共施設等総合管理計画			
策定済み		策定予定	策定予定時期
		○	平成28年度
【参考】			
策定割合(類似団体)	策定割合(全国)		
4.0%	3.3%		

(7)地方公会計の整備			
統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)			
作成済み		作成予定	作成完了予定年度
		○	平成29年度
【参考】			
作成割合(類似団体)	作成割合(全国)		
0.0%	0.0%		

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。